

壮瞥町農業研修シェアハウス入居の皆様へ

このたびは、壮瞥町農業研修シェアハウスへの入居をいただき感謝申し上げます。

当施設は、農業研修期間における研修生の皆さんの住居として、将来の壮瞥町農業の発展のために、町民一丸となってみなさまの生活をサポートする施設となっております。

つきましては、「シェアハウス」という形態から、共用スペースがあることから、本書により一定の利用ルールを記述しておりますので、必ず一読し、施設を利用するようお願い申し上げます。

壮瞥町長 佐藤 秀敏

1. 緊急連絡先

施設利用中の事故等発生した場合は、速やかに壮瞥町役場経済建設課職員まで連絡すること。

連絡先 月～金（8：45～17：30）

役場経済建設課 0142-66-2121

平日夜間（17：30～8：45）土曜、日曜、祝日

経済建設課 参事 齋藤英俊 090-2056-8177

主幹 松山智巳 080-1892-1038

主事 加藤真人 090-2056-4224

2. 通常連絡先

施設使用に関し、緊急を要さない連絡は次のとおり（備品の補充、施設利用に関する問い合わせ等）。

連絡先 月～金（8：45～17：30）

役場経済建設課 0142-66-2121

3. 施設入退去に関する事項

シェアハウスの入居期間は最長で2年間です。入退去に当たり次の事項を確認ください。

- ① 入居に当たり、施設利用中の不慮の事故による施設内外構築物、備品等の破損、火災出火により補償等を行う義務が発生します。任意ですが、損害賠償保険等への加入をおすすめします（故意による場合は保険は適用されません）。

町内保険取扱会社等 阿野保険サービス合同会社 0142-66-2181

- ② シェアハウスの入居が決まりましたら、速やかに住民票の異動、転入手続きを役場で行ってください。

- ③ 農業研修を途中で止めた場合は退去となります。都合により研修先を変更した、同居入居者が増えた等、変更がある場合は変更申請を提出ください。
- ④ シェアハウスの入居期間は最長で2年間ですが、退去後の住居の確保を1年目経過後ぐらいから検討をお願いします。町内は民間の賃貸アパートが少なく、ほとんどの方は公営住宅に入居してます。しかし、公営住宅の空きはほとんどなく、空いたとしても入居申込者による抽選にて決定しますので、早めの住居探しが必要です。
- ⑤ 入居の際に渡す玄関、居室の鍵は入居中紛失しないよう管理をお願いします。退去時に返却ください。

4. 生活全般に関する事項

共同生活を行う上で、次の事項を守ってください。

- ① 常に身の整理、身だしなみに注意し、他者へ不快な思いをさせないこと。
- ② 施設内にて大声をあげる、大声による通話、大音量で音楽を聴く等はおこなわないこと。
- ③ 光熱水費、WIFI 接続使用料はすべて公費でまかっています。常に節電、節水、こまめな暖房の入り切りに努めること。
- ④ 施設内は全面禁煙です。たばこ（電子タバコ含む）は屋外で喫煙すること。
- ⑤ 居室内は火気厳禁です。カセットコンロ等の使用も禁止します。なお、火力を使う調理はキッチンスペースガスコンロを使用ください。
- ⑥ 簡易 IH 調理器の居室内使用は可です。
- ⑦ 施設内の清掃に努めること。共用スペースにおいては、清掃日、箇所、順番等を入居者で話し合い、決めてください。
- ⑧ ごみの分別廃棄を徹底すること。ごみ収集に係る経費も公費から支出してます。ゴミ出し当番等も入居者で話し合って決めてください。
- ⑨ 施設の門限等はありませんが、夜間の施設利用は他利用者に配慮してください。深夜の洗濯、掃除機の使用等は控えましょう。
- ⑩ 外来者の施設内入室の制限はありませんが、宿泊はできません。節度を持った対応をお願いします。

- ⑪ 施設玄関、居室戸の施錠は徹底してください。特に、昼間は施設が無人となることから、施錠は必ず行うこと。玄関（農事玄関含む）は通過毎に必ず施錠すること。
- ⑫ 一般玄関へ汚れた靴での出入りはできません。農事用玄関外に長靴洗い場を設置していますので、農具（スコップ等）も含めて洗浄してから入館してください。また、汚した場合はその都度、掃除をおこなうこと。
- ⑬ 施設敷地内（外含む）の動物の飼育はできません（金魚、昆虫含む）。
- ⑭ 自身の持ち物の盗難等、居室内、共用スペース利用時は注意すること。なお、盗難にかかる保証等、町は一切の責任を負いません。
- ⑮ 駐車場の利用については、建物正面左側から駐車すること。シェアハウス正面向かって右側倉庫が資源ゴミの町内集積施設ですので、平日、日中大型トラックが出入りします。トラック等の邪魔にならないように駐車することと、車両の移動等、係員からの指示があった場合は速やかに従うこと。なお、駐車場内の事故においても町は一切の責任を負いません。
- ⑯ 冬期間の駐車場の除雪を行うこと。
- ⑰ 居室内、共用スペース壁面への釘打ちは禁止します。画鋏、ピン等の使用は可。
- ⑱ 施設内備品、消耗品の使用は節約すること。トイレトペーパーの居室内使用は厳禁です。
- ⑲ 共用スペースに私物を放置しないこと（乾燥室は除く）。また、共用備品を使用した場合は、その都度掃除すること（魚焼きグリル、電子レンジ内部等）。
- ⑳ 異臭、悪臭を発生させない。お互い気持ちよく生活するため、挨拶をしましょう。
- ㉑ シェアハウスには固定代表電話は設置されていないので、役場からの業務連絡等、個人の携帯電話に連絡をする場合があります。他利用者への伝達指示等ありましたら受信した方は協力をよろしくお願いします。
- ㉒ シェアハウスの利用料は月額15,000円です。月途中の入退所においても月額利用料が発生します。利用料の支払いは、利用した月の翌月初め頃に、町発行の納付書を郵便受けにいれますので、納入期限（25日）までに必ず納付ください。納付箇所は役場税務会計課窓口、伊達信用金庫壮瞥支店、とうや湖農協でお支払いください。

- ⑳ 各居室毎の郵便受けは一般玄関風除室内に設置してます。郵便受けが小型なので、新聞を定期購読される方で、年末年始・お盆の帰省等、長期で施設を利用しない場合は一時購読停止等の手続きをお願いします。
- ㉑ 冬期間の正月帰省等で施設を利用しない期間がある場合は役場まで連絡ください。全員が利用しない場合は水道の水落等を行う必要があり、役場で対処します。
- ㉒ 施設の使用状況について、役場職員が定期的に施設内外を巡回します。居室内も含めて確認しますので、指導された場合は従って改善してください。

共同生活の施設ですので、他利用者への気遣い等、気持ちよく利用することを心がけましょう。

シェアハウス内備品整備状況

「居室」

- ・シングルベット（マットレス無し）・電気湯沸かしポット・掛け時計・デスクライト
- ・いす2脚・書棚・FF式ストーブ・カーテン（厚手、レース）・32型液晶テレビ
- ・小型ゴミ箱・小型冷蔵庫（2ドアタイプ）・小型炊飯器（3合まで）・クローゼット
- ・デスク（作り付け）・洗濯干しバー設置

「玄関・風除室」

- ・傘立て・郵便受け

「収納庫」

- ・モップ・モップ絞り器・ホーキ・ちりとり・掃除機・収納棚

「キッチン」

- ・ガステーブルコンロ（4口、魚焼きグリル2口）・電子オーブンレンジ・大型ゴミ箱

「ダイニング」

- ・ダイニングテーブル・いす6脚・書棚2ヶ・FF式ストーブ

「リビング」

- ・50型液晶テレビ・ソファ2脚・センターテーブル・無線LAN（Wifi）親機

「シャワー室・洗面室」

- ・掃除用具・掃除用洗剤・ゴミ箱

「トイレ」

- ・掃除用具・掃除用洗剤・トイレトペーパー

「洗濯室」

- ・洗濯乾燥機（3台～洗濯8kg、乾燥4.5kg）・ゴミ箱

「乾燥室」

- ・洗濯干しバー設置

※ 入居の際の参考にしてください。